#### 資料11

## 代替養育が必要な児童数(推計)について

### 現行計画における推計方法

- (1) 令和元年から令和11年までの東京都の児童人口(0歳~17歳)(日本人+外国人) 推計方法:直近の実績等をもとに推計
- (2) 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数) 推計方法:養護相談件数、養護相談件数に対する新規措置児童数の実績(比率)から推計
- (3) 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数) 推計方法:在籍児童数に対する退所児童数の実績(比率)から推計
- (4) 潜在需要

推計方法:①児童相談所への調査で、在宅指導中の児童のうち「施設・里親等の利用が可能だったが、児童本人の希望等により利用しなかった」割合を把握し、潜在需要として推計

- ②虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検(文科省)結果
  - を活用し推計
- (5) (1) ~ (4) を踏まえ、各年度における代替養育が必要な児童数を推計

#### 資料11

# 代替養育が必要な児童数(推計)について

## 主な実績値(特別区児童相談所分含む)及び現行計画との比較

#### 〇 東京都の児童人口(0歳~17歳)(日本人+外国人)

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	1,920,541	1,921,555	1,910,076	1,887,609	1,874,486	1,865,793
現行計画との 比較	-	△17,356	△21,815	△48,741	△66,323	△79,475

<sup>※</sup>住民基本台帳による東京都の世帯と人口より(各年1月1日時点)

#### 〇 児童相談所における養護相談対応件数

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	25,226	28,531	34,178	36,096	38,035
現行計画との 比較	-	+3,305	+8,862	+10,721	+12,602

<sup>※</sup>東京都児童相談所「事業概要」より

### 〇 代替養育が必要な児童数

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
里親	463	473	487	496	506
ファミリーホーム	107	124	132	122	127
乳児院	405	428	359	304	314
児童養護施設	3,006	2,998	2,908	2,905	2,865
合計	3,981	4,023	3,886	3,827	3,812
現行計画との 比較	-	△174	△423	△563	△647

<sup>※</sup>東京都福祉局年報(福祉・衛生行政統計)より(各年3月1日時点)

## 里親等委託率について

## 現行計画における算定方法

分子

里親等委託児童数

= 里親委託児童、ファミリーホーム入所児童の計

分母

代替養育を必要とする児童

= 里親委託児童、ファミリーホーム、児童養護施設 (グループホーム含む)、乳児院入所児童の計

(参考:現行計画上の数値)

	H30	R11
代替養育を必要とする児童数(※1)	3,981人	4,698人
施設(※2)で養育が必要な児童数	3,411人	2,941人
里親等委託児童数	570人	1,757人
里親等委託率	14.3%	37.4%

(※1)代替養育を必要とする児童:虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、

公的責任において社会的な養育が必要な児童

(※2)施設:児童養護施設(GH含む)及び乳児院